

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第49号

#### 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）浄化槽保守点検業者 <u>次条第1項又は第3項</u>の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（登録）</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、<u>更新</u>の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の<u>更新</u>の登録の申請があった場合において、<u>第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは</u>、従前の登録は、<u>同項の有効期間の満了後もこれらの処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する</u>。</p> <p>5 前項の場合において、<u>更新</u>の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から<u>起算するもの</u>とする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）浄化槽保守点検業者 <u>第3条第1項</u>の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（登録）</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 <u>前項</u>の登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、<u>新たに第1項</u>の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の<u>規定による新たな登録</u>の申請があった場合においては、従前の登録は、<u>その申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされるまでの間は、なお効力を有する</u>。</p> <p>5 前項の場合において、<u>従前の登録の有効期間の満了後新たに登録がなされたときは</u>、その登録の有効期間は、<u>第2項の規定にかかわらず、その登録の日から</u>、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から</p>

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

2 略

(変更の登録)

第7条 略

2 略

3 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、第1項の変更の登録について準用する。この場合において、第5条第1項中「前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号」とあるのは「変更に係る事項及び変更の登録の年月日」と、同条第2項中「その営業区域」とあるのは「新たに設けられる営業区域」とそれぞれ読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けたとき。

(2)~(6) 略

2及び3 略

(手数料)

第17条 次の各号に掲げる登録の申請に対する審査については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第3条第1項の登録 3万5,000円

(2) 第3条第3項の更新の登録 3万1,000円

(3) 略

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで

起算して5年を経過する日までとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

2 略

(変更の登録)

第7条 略

2 略

3 第5条第1項及び第2項並びに第6条の規定は、第1項の変更の登録について準用する。この場合において、第5条第1項中「前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号」とあるのは「変更に係る事項及び変更の登録の年月日」と、同条第2項中「その営業区域」とあるのは「新たに設けられる営業区域」とそれぞれ読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の二に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けたとき。

(2)~(6) 略

2及び3 略

(手数料)

第17条 次の各号に掲げる登録の申請に対する審査については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第3条第1項の登録 3万5,000円

(2) 略

(罰則)

第19条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の登録を受けないで浄化槽保守

<p>浄化槽保守点検業を営んだ者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けた者</p> <p>(4) 略</p>	<p>点検業を営んだ者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 不正の手段により第3条第1項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けた者</p> <p>(4) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、新条例第3条第3項の規定によりなされる更新の登録について適用し、この条例の施行の際現に改正前の鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第3項の規定により新たな登録としてなされていた登録については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第3項の規定による更新の登録の申請(従前の登録の有効期間の満了の日がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日以後であるものに限る。)及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

4 前項の規定により行われた更新の登録の申請に係る手数料の額は、旧条例第17条の規定にかかわらず、3万1,000円とする。